

---

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 第 35 回作業部会及び第 119 回専門委員会で聞かれた意見

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料では、第 35 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 6 月 22 日開催）及び第 119 回金融商品専門委員会（2017 年 8 月 4 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## II. 第 35 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会で聞かれた意見

### IFRS 第 9 号に関する EU のエンドースメントの状況

2. 仮に IFRS 第 9 号の減損モデルが日本の会計基準として今後取り入れられる可能性を踏まえると、特に地方銀行等においてシステム対応の負担が大きいと考えられるが、その点について状況の把握等は行っているか。

→IFRS 第 9 号の減損モデルの導入を仮定した場合に一番大変なのは、報告日での債務者区分の評価を、契約ごとの相対的なリスクの変動の評価へと切り替えることであると考えられ、（地方銀行等に限らず）銀行業界全体における適用上の負担について、金融商品専門委員会での検討を行っていく必要があると考えている。

3. EFRAG のエンドースメント・アドバイスにおける「信頼性」の観点について、新しい減損モデルは企業判断による主観性が増加する一方で、当該判断に関する開示の拡充によりバランスが取られているとの結論付けがなされているという理解でよいか。また、米国基準とは異なるモデルが採用されたことに関しては、欧州の金融機関の状況も踏まえた上で、米国基準との相違に伴う競争上の優劣の問題が生じていないと結論付けられたという理解でよいか。

→「信頼性」の観点に関する含意は、委員の理解のとおりだと考えられる。なお、米国基準との相違点のうち、信用リスクが高くない区分の金融商品について 12 か月の予想信用損失を算定することに関しては、EFRAG は必ずしも理論的ではないとしつつ、実務上の運用も踏まえた上で、委員が示した評価結果に至っているものと理解している。

**IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)の全体的評価、及び、「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出**

4. 「予想信用損失モデル」を評価する場合に、資料第 16 項にある当該モデルの「基礎となる 3 つの考え方」として抽出した根拠を明確にしてもらいたい。また、当該モデルの「ステージⅡ」の区分に関して、当該区分の性質及び算定される予想信用損失の観点から検討を行ってはどうか。

→基礎となる 3 つの考え方は、予想信用損失の算定過程を日本基準と比較することで、特徴的な要素を抽出したものである。また、委員の観点について、内容を踏まえ見直しを行っていく。

5. 「会計基準に係る基本的な考え方」の観点で評価が行われているとしているが、現資料において明示されていない会計基準に係る基本的な考え方を示したうえで評価を行うべきである。

6. 金融商品専門委員会へ評価を依頼する際の結論に至るプロセスを確認したい。

→金融商品専門委員会での知見を得た上で、当作業部会での結論付けを想定している。

7. 資料第 16 項にある予想信用損失モデルの「基礎となる 3 つの考え方」として検討する要素を分解する前に、当該モデルの全体的な方向性について評価を行ってはどうか。

→委員のコメントを踏まえ、検討を行う。

8. 金融商品専門委員会に評価を依頼する場合は、実務上の困難に関する具体的な内容を確認すべきと考える。

9. IFRS 第 9 号 (2014 年) を早期適用している企業に対して、実務上の負担に関するヒアリングを行ってはどうか。

→銀行での早期適用例は限定的であり、欧州の銀行における準備状況についても具体的な課題の把握には限界があるため、本件に関しても、金融商品専門委員会からのフィードバックを得たいと考える。

10. 金融商品専門委員会での実務上の困難さの観点での評価では、「削除又は修正」を行うか否かの観点に加え、(「削除又は修正」を行わないとしても)意見発信を行っていくか否かの観点も議論を行うべきである。

11. 修正国際基準の適用企業について事務局ではどのような見通しを持っているか。

→IFRS 第9号(2014年)に関しては銀行での実務が議論の中心となるが、業種の規制との関係上、指定国際会計基準も修正国際基準も、現時点では銀行での適用は想定されないと考えられる。

### III. 第119回金融商品専門委員会で聞かれた意見

#### IFRS 第9号「金融商品」に関するIFRSのエンドースメント手続

12. IFRS 第9号「金融商品」の適用は、一定の困難は伴うものの、対応可能。本邦としては、IFRSと整合性のある基準を採用すべきであり、のれん及びリサイクリングに加えて「削除又は修正」を行う項目を増やすべきではない。
13. 債権単位による管理を前提としたIFRS 第9号の減損に関する要求は、債務者単位を前提とした本邦金融機関の管理と乖離しており、当該実務を変更する必要性に関する判断を伴う論点と認識。

→日本基準の開発とIFRSのエンドースメント手続は分離して検討する。IFRSのエンドースメント手続において仮に「削除又は修正」を行う項目があった場合には、本邦として、その後も継続的に意見発信を行っていく必要がある点を念頭に置いていただきたい。

#### IFRS 第9号 全体的評価、及び、「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出

14. 担保により信用リスクを削減することができる。こうした効果がどのように反映されるか不明である。

→減損の計測の手順は2段階に分かれている。まず、信用リスクが著しく増大しているか否か判断する。これは、当初認識時よりも債務不履行の可能性が高まっているかどうかというもの。2段階目として、予想損失額を推定する。1段階目の結果により先行き12ヶ月間のみか満期までかという違いはあるが、予想損失額の推定において、担保による保全の効果も勘案することになる。

15. 修正国際基準の適用企業は、実務上で困難な点があることも考慮した上で、任意適用を決定するはずであるから、エンドースメント手続において実務上の困難さという観点はあまり重要ではないと思われる。また、実務上困難との理由だけで、整合的な体系になっているIFRS 第9号の一部を修正するようなことは適切ではない。

もっとも、同内容を日本基準に導入する場合には、地域金融機関や信用リスク管

理が洗練されていない企業なども対象となるため、違う議論となる。

→幅広く様々な業種を見渡して、どこかで非常に大きな影響があるのであれば、削除・修正の検討が必要となるかも知れない。

16. 実務上の困難さについては、現状を踏まえるだけでなく、どのようなリスク管理体制が望ましいかという視点も重要だと思われる。例えば、バーゼル銀行監督委員会が求める目線の変化に対応して、現状と将来のバランスを取る必要があると思われる。

→リーマン・ショックの教訓として引当金の計上が「遅すぎる、少なすぎる」という問題が認識され、予想信用損失に基づく減損が開発されたという背景がある。そうした意味では、社会全体としてコストを上回る便益があるかを考慮することになるとと思われる。

17. 「将来予測的な情報」及び「相対的アプローチ」の 2 つの項目に絞って議論を開始する方針に賛同する。全体の枠組みの中で、前者を導入しないという判断は困難と思われる。また、後者については、実務対応やデータ整備といった課題が議論の対象になると予想されるが、議論の内容によっては分類・測定まで見直す必要があるかもしれない。

→まずは、2 つの項目に絞って、検討・深堀りしていきたい。

以 上